

公益財団法人日本セーリング連盟 パラセーリング委員会 旅費規程

（目的）

第1条 この規程は、公益財団法人日本セーリング連盟（以下「本連盟」という。）パラセーリング委員会（以下「委員会」という。）が国の助成金等を活用して実施する強化合宿、国内大会の運営、普及振興のためのイベント事業等において支給する旅費について必要な事項を定め、支給の妥当性及び透明性を確保することを目的とする。

（支給対象者）

第2条 旅費の支給対象者は、委員会の事業の遂行のため、委員会が依頼又は指名した次の各号に掲げる者とする。

- ① 連盟理事、委員会委員
- ② 強化指定選手、コーチ、トレーナーその他帯同スタッフ
- ③ 委員会謝金規程に定める講師、審判員、医師、看護師その他の協力者
- ④ その他、委員長が前各号に準じて旅行の必要があると認めた者

（支給手続きおよび決裁）

第3条 旅費の支給を受けようとする者は、所定の旅費申請書又は精算書に必要な事項を記載し、委員長の承認を経て、会計担当者に提出しなければならない。

2 支給の決裁権者及び決裁区分は、別に定める会計規程又は決裁規程による。

（国内旅費）

第4条 交通費は、経済的かつ合理的な経路及び方法による実費を支給する。鉄道を利用する場合は、旅客運賃のほか、急行料金（片道 50km 以上）及び特急料金（片道 100km 以上、新幹線を含む）を支給する。グリーン車及びこれに類する料金は支給しない。

2 航空機を利用する場合は、エコノミークラスとし、可能な限り早期予約割引等の経済的な運賃を利用するものとする。利用にあたっては、搭乗を証する書類及び領収書を提出しなければならない。

3 宿泊費は、別表に定める額を上限として実費を支給する。

4 自家用車及びレンタカーの利用は原則として認めない。車椅子使用者等の移動支援、競技用具の運搬その他やむを得ない事情により利用する場合は、事前に委員長の承認を得るものとし、燃料費は 37 円/km を上限として走行距離に応じ支給し、高速道路利用料は実費を支給する。なお、走行距離は地図サービス等により確認できる最短合理的経路によるものとする。

5 艇、マスト、セール等競技用具に係る超過手荷物料金及び輸送費が必要な場合は、必要最小限の範囲で実費を支給する。

（海外旅費）

第5条 航空運賃は、経済的かつ合理的な経路及び方法によるエコノミークラスの運賃（可能な限り割引等を適用したもの）を支給する。旅費精算の際には、航空会社の発行する領収書及び日付・便名等が記載された書類を提出しなければならない。

2 宿泊費は、別表に定める額を上限として実費を支給する。ただし、大会組織委員会が宿舎を指定する場合、現地の宿泊料金水準が著しく高い場合その他やむを得ない事情があると委員長が認める場合は委員会の承認を得て、その実費を支給することができる。この場合、事後速やかに理事会に報告するものとする。

3 渡航に伴う査証代（代行手数料を含む。）、超過手荷物料金その他必要な経費は、必要最小限の範囲で実費を支給する。

（日当）

第6条 日当は、出張に伴う食費及び雑費の一部に充てるための定額とし、出張日数（移動日を含む。）に応じ、別表に定める額を支給する。ただし、日当を支給するかどうかは、委員長又は大会運営本部の長が決めるものとする。

2 連盟理事は、事前の理事会承認がない限り、日当支給の対象としない。

3 日当は、委員会謝金規定に定める諸謝金の支給を受ける日については、重複して支給しない。

（旅費の精算）

第7条 旅費の支給を受けた者は、出張終了後、所定の期日までに旅費精算書に領収書等の証拠書類を添付して提出しなければならない。

（補助・助成事業との関係）

第8条 外部機関・諸団体による補助・助成事業において旅費の支給を行う場合は、当該機関・団体の規程に基づき支給することができる。

（例外的取扱い）

第9条 特に必要があると認める場合には、支払い前に委員会の承認を得て別表の基準を超える交通費、宿泊費及び日当を支給することができる。この場合、事後速やかに理事会に報告するものとする。

（規程の見直し）

第10条 宿泊料金等の市場動向、社会情勢の変化、法令の改正その他必要があるときは、本規程を見直すものとする。

附則

この規程は、2026年7月27日から施行する。

別表「旅費支給基準」

区分	内容	基準額（上限）	備考
交通費（国内）	鉄道・バス・航空機等	実費	経済的かつ合理的な経路及び方法によるもの
交通費（海外）	航空機（エコノミークラス）	実費	早期予約割引等の利用に努める
宿泊費（国内・大都市部）	1泊あたり	16,000 円	政令指定都市及び東京都特別区
宿泊費（国内）	1泊あたり	12,000 円	政令指定都市以外の地域
宿泊費（海外）	1泊あたり	20,000 円	現地相場が著しく高い場合は委員会の承認により実費を支給し、事後速やかに理事会へ報告する。
日当（国内）	1日あたり	3,000 円	JPC・JSC が支給基準を別に定める場合は、その基準に準ずる
日当（海外）	1日あたり	5,000 円	JPC・JSC が支給基準を別に定める場合は、その基準に準ずる

＜＊＞上記基準額は上限であり、実際の支給額は実費（上限額を超えない範囲）とする。

＜＊＞日当の支給有無は、出張の内容（業務性・拘束時間等）を踏まえ、委員長又は大会運営本部の長が個別に判断する。